

意見書案第3号

介護する人もされる人も豊かに暮らす介護保険制度改正に関する意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年 9月20日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

提出者 取手市議会議員 根岸裕美子

〃 〃 山野井 隆

〃 〃 遠山智恵子

介護する人もされる人も豊かに暮らす介護保険制度改正に関する意見書（案）

「介護の社会化」を目指し、スタートした介護保険制度も今年で23年目となります。3年ごとに制度の見直しが行われ、2014年の介護保険法改正により、要支援認定者が、介護予防給付から各市町村の介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」といいます。)へと移行しました。給付については政府が財源を確保しますが、各市町村の総合事業は、予算の範囲内でやり繰りを求められ、市町村により、提供するサービスに格差が生まれています。現在、2024年度からスタートする介護保険制度第9期の法改正に向けて、社会保障審議会の中で審議されています。

審議されている内容のうち、私たちに直接関わりがある「給付と負担」については、①高所得者の1号保険料の引上げ ②利用料の2割負担の判断基準の見直し ③多床室の室料負担 ④ケアマネジメンツの有料化 ⑤要介護1・2の生活援助の介護給付から総合事業への移行 の主に5点です。これらの審議内容は、高所得者の1号保険料の引上げや、利用料の2割負担の判断基準も明示されないまま、介護サービスの利用者の負担が増える方向での検討です。

しかし現実には、コロナ禍やウクライナ侵攻の長期化により、物価上昇が起これ、総務省の令和5年7月の発表では、2020年の消費者物価指数を100とした場合、105となっています。そして、介護する人は、多くが高齢であるパートナーや生産年齢の子どもたちです。高齢の方は、年金生活者の方がほとんどで、これ以上の負担が増えると、介護サービスの利用控えを生み、家族の負担が増えます。現在でも、仕事を辞める介護・看護離職者は、厚生労働省の雇用動向調査によると、年間約9.5万人もいます。

介護される人も介護する人も自分自身が豊かに生活できる環境を整えるためにも、これ以上の負担を増やす改定ではなく、全国市長会が示した令和4年「介護保険制度に関する提言」のとおり、国庫負担割合の引上げを検討して、制度の維持を図るべきです。よって、下記の事項を求めます。

記

- 1 「1号保険料の負担の在り方」については、保険者である市区町村の意向と保険者への影響について十分に配慮し、国庫負担割合の引上げを含めた検討を行うこと。
- 2 介護サービスの利用料については、負担増を行わず、現行を維持すること。
- 3 サービスの利用促進のため、ケアプラン作成料の全額給付を維持すること。
- 4 総合事業の体制が必ずしも十分でない現状から、要介護1及び2の介護サービスを総合事業へ移行しないこと。
- 5 介護保険制度を支える介護職員の処遇改善を行うこと。
- 6 被保険者範囲・受給者範囲の検討に当たっては、改めて介護の社会化についての社会的合意形成を図り、介護する人もされる人も豊かに暮らせる取組と国庫負担割合の引上げを含めた検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 5年 9月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣